

令和5年第2回北中城村議会臨時会会期日程表

開 会 4月24日(月曜日) 会期 3日間
閉 会 4月26日(水曜日)

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
4. 24	月	本会議 委員会	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案説明 質疑、委員会付託、委員会付託省略、討論、決定 議員全員協議会
4. 25	火	委員会	午前10時	委員会審議
4. 26	水	本会議	午前10時	委員長報告、質疑、討論、決定 閉 会

令和5年第2回北中城村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 4 月 2 4 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令 和 5 年 4 月 2 4 日 午 前 1 0 時 0 0 分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令 和 5 年 4 月 2 4 日 午 前 1 0 時 4 6 分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	欠	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜 屋 武 す ま 子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平 安 山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜 屋 武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	9 番 議 員			上 間 堅 治		
	1 0 番 議 員			喜 屋 武 す ま 子		
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長			比 嘉 直 也		
	議 事 係 長			仲 村 静 香		
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和5年4月24日（月曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第20号	北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	説明、質疑、委員会付託
4	議案第21号	令和5年度北中城村一般会計補正予算（第1号）について	〃
5	承認第1号	専決処分の承認について（北中城村税条例の一部を改正する条例）	即 決
6	承認第2号	専決処分の承認について（北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	〃

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。ただいまから令和5年第2回北中城村議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（比嘉義彦）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、上間堅治議員及び喜屋武すま子議員を指名します。

日程第2. 会期決定の件

○議長（比嘉義彦）

日程第2. 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日から4月26日までの3日間にしたいと思います。御

異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。会期は、本日から4月26日までの3日間に決定しました。

日程第3. 議案第20号 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第3. 議案第20号 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第20号を説明申し上げます。

議案第20号

北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年北中城村条例第25号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年4月24日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提出理由

固定資産評価審査委員会の委員に弁護士や税理士等の学識経験を有する者をあてたいが、現行の報酬額が低額となっており適正な報酬日額に改定を行うため。

北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年北中城村条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正例規			現行例規		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
省略			省略		
(削除)	(削除)		固定資産評価審査委員	日額 4,000円	
			会委員長		
固定資産評価審査委員	日額 8,500円		固定資産評価審査委員	日額 3,500円	
会委員			会委員		
省略			省略		

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは議案第20号 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

提案理由のほうで、弁護士や税理士というふうにあります。この審査委員会ですね、この税金を決めるに当たってその前段で執権者というのか、有識者、先ほど言っている弁護士とか税理士の方は参加していないのか。みんなこの税を決めるに当たって、審査じゃなくて評価員なのかな。そういったのもいると思うんです。その辺は、我々北中城村としてはどういうふうになっているのか、お答えください。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

お答えします。

固定資産の評価価格については、1月1日時点の村内にある、今回であれば固定資産税。村内にある固定資産税を村長が価格を最終的に決定するという流れになっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時06分 休憩

午前10時06分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

お答えします。

価格の決定については、村長が決定することになっておりまして、その中に有識者ですね、弁護士とか税理士さんとかは関わっておりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

この特別職の報酬、今回8,500円ということになりましたけれども、これは有識者、うちの審査委員は3人いると思うんですけども、3人の有識者が必要なのか。それとも監査委員のように有識者1人だければいいという考えもありますよね。その辺はどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

まず有識者3名決められているのかということですが、特段有識者3名ということは法で決められていません。法律で決まっているのは、3人の委員を選任するというだけです。ただしですね、これまでのケースで行きますと、うちの職員のOBであったりとか、区長さんがこの委員のメンバーだったんですよ。最近、固定資産に対して不服申立てがありました。なかなか専門的な知識を要求するものですから、3人とも同じような議論ができる有識者を選任したく提出した次第です。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

議案第20号について質疑させていただきます。

提案理由の中に固定資産税評価委員に弁護士や税理士がいるということは、現在固定資産税評価委員にその2人がいるという前提でお話をさせていただきます。

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に固定資産評価審査委員会を設置するというふうにあります。

す。

2番目に、固定資産評価審査委員会委員の定数は3人以上とする。当該市町村の条例で固定資産評価審査委員会の委員は当該市町村の住人、市町村税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者というふうにうたわれております。

それで当該市町村の議会の同意を得ることというふうにうたわれております。

4つ目、市町村長は固定資産評価委員会の委員が欠けた場合においては、延滞なく当委員会の補欠の委員を選任しなければならない。この場合においては、当該市町村の議会が閉会中であるときは、市町村長は前項の規定にかかわらず、議会の同意を得ないで補欠委員を選任することができる。

5つ目、市町村長は補欠の委員を選任した場合においては、選任後最初の議会、最初の議会といったら多分3月議会、それから今の臨時議会が該当するというふうに思いますが、選任について事後の承認を得なければならない。この場合においては事後の承認を得る。市町村、その委員をもし議会が否決した場合は罷免をしなければならないというふうになっております。

6番目、固定資産評価委員会委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

7番目、固定資産評価委員会の委員は、当該市町村の条例に定めるところによる。委員会の会議の出席日数に応じて手当を支給するというふうにうたわれております。そこでお聞きします。

弁護士や税理士がいるというんですが、これはいつ議会の承認を得て配置をされたのかお聞きいたします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

申し訳ありません。提案理由がですね、これ「いる」ということではなくて、「充てたい」んですよ。ごめんなさい、これ違っています。現在は3月ですね、任期が切れて、今不在の状態になっています。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

前回ね、3名の方がいらっしゃいました。しかし、3人とも次は引き受けないという情報が入っております。そうすると、今不在なんですね、固定資産評価審査委員会はなっているわけなんですよ。ですからここにですね、提案理由がある。弁護士、税理士がいるとうたわれているんです。これ間違っているんだったら、始まる前に訂正していただかなければなりませんよ。我々は承認をしているわけではありませんので。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時12分 休憩

午前10時12分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

申し訳ありません。議案第20号の提案理由ですが、固定資産評価審査委員会の委員に弁護士や税理士がいるがというか、これは「充てたい」が正しい理由でございます。修正お願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

前回3名の委員の方々、何で引き続きやってみてもらわないのか。一番大事なときに直面しているんです。外部に訴えられている。それに対応できるのはやっぱり経験ある人。その中に有識者、今言っている弁護士や税理士を充てたいと

いうことであれば、よく分かるんです。現在はですね、今のその議会において、臨時議会において、この2人何ら関係ないんですよ。その前に同意書、同意願いが3月議会であり、この臨時会に提出すべきであるというふうに思っております。前回3名の方の中にですね、1人だけ村外の方がいらっしゃる。納税者となっているわけですから、その辺はしっかり検討していただければというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時13分 休憩

午前10時14分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

確かに地方税法、納税義務者と知識人が委員に該当するというふうなことが書かれています。その当時ですね、その村外の方は過去に役場で税務課を複数年経験しています。そのため知識があるというふうな認識で委員として任命したと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

有識者というのは、僕の判断ではこの弁護士資格を持っている人、国家資格、それから税理士関係、経験と有識者資格というのは違うんじゃないかというふうに思いますが。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

なかなか難しい質疑でして、何をもって有識者とするのは明文化は多分されていません。こ

の法律の中でも誰を有識者とするというのは明文化されていませんので、恐らくその当時はその経験を持って知識があるというふうに判断したと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第4．議案第21号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第1号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第4．議案第21号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第21号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案第21号

令和5年度北中城村一般会計補正予算（第1号）について

令和5年度北中城村の一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年4月24日 提出

北中城村長 比嘉孝則

令和5年度北中城村一般会計補正予算（第1号）

令和5年度北中城村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66,022千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,666,022千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額

は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		1,509,594	37,220	1,546,814
	2 国庫補助金	304,900	37,220	342,120
21 繰入金		566,744	28,802	595,546
	2 基金繰入金	566,743	28,802	595,545
歳入合計		8,600,000	66,022	8,666,022

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,510,798	979	1,511,777
	1 総務管理費	1,329,513	979	1,330,492
3 民生費		3,126,192	43,633	3,169,825
	2 児童福祉費	1,563,679	43,633	1,607,312
4 衛生費		961,390	21,410	982,800
	1 保健衛生費	610,337	21,410	631,747
歳出合計		8,600,000	66,022	8,666,022

詳細については、副村長から説明を申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

副村長。

○副村長（大田 繁）

では私から、令和5年度一般会計補正予算（第1号）につきまして、事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入のほうから説明いたします。議案書5ページをお願いします。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、6節児童福祉費国庫補助金3,722万円の増につきましては、これは低所得の子育て世帯生活支援特別補助金となっております。児童1人当たり一律5万円の給付金、そ

れから事務費等に充当するものです。詳細につきましては、歳出のほうで御説明いたします。

続きまして、21款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金2,880万2,000円の増につきましては、今回の補正予算の財源不足を補うための基金繰入金となっております。

続きまして、歳出でございます。6ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1節報酬4万4,000円の増につきましては、先ほどの議案第20号に関するものでございます。

続きまして、8目電算費、12節委託料、93万5,000円の増につきましては、健康管理システム改修費、それから先ほど歳入で説明をいたしました、低所得の子育て世帯生活支援特別給付

金に係るシステムの改修費となっております。

続きまして、7ページをお願いします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉費、3節職員手当等から19節扶助費までは、先ほどの低所得の子育て世帯生活支援給付金事業に係る費用となっております。その中で19節扶助費の3,410万円の積算内訳といたしまして、前年度実績給付人数632人に新たに50人追加した682人の人数分を計上してございます。

22節償還金、利子及び割引料、852万9,000円の増につきましては、令和3年度分の国庫補助金・交付金の実績確定による償還金となっております。保育対策総合支援事業費補助金の償還金が60万6,000円、セーフティネット強化交付金償還金が792万3,000円となっております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、10目新型コロナウイルス感染症対策費、ワクチン接種関連費でございます。これの22節償還金、利子及び割引料2,141万円の増につきましては、令和2年度及び令和3年度分の国庫補助金・負担金の実績確定による償還金となっております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは補正（第1号）について質疑させていただきます。

今回償還金ということで2件ありまして、分かりやすいのが8ページの新型コロナ感染対策費ということで償還費、実績に伴う償還ということでしたけれども、2年度は資料がなかったので目を通せなかったんですけれども、3年度についてはこの10目の新型コロナウイルス感染対策費ということで、マイナス補正で多分で返していると思うんですよ。それなのに、ましてやこ

のコロナウイルス対策というのは多分10割補助だったと思うので、使わなかったら返すという話だと思うんですけども、今回また5年度にこの実績が来て、また償還しないといけない。この辺はもう少ししっかり説明していただきたいなと思いますけれども、この辺の説明をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

ただいまの質疑にお答えします。

補正予算の件について、減についてですが、すみません、ちょっと私その当時の予算を見ていなかったんですが、恐らく一般財源で負担する分について減をしたものと今は考えていますが、一応調べてですね、また後でその分についてはお答えしたいと思います。

負担金、補助金についてですが、2年度から3年度の予算を算出する際に接種回数とかですね、その接種に対する体制づくりとか、そういったものを予算をあらかじめ計上して国に上げております。まず多めに一旦取っておいて、それに必要な分だけを実績報告を出したということになっております。その実績報告を出してくれと言われたのが2月ということで、それも2年度、3年度またがってですね、超過金については返還してくれという形を取らせていただいておりますので、今こういった形で償還金が計上されているところです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

就任したばかりだから、詳しくは分からないということでしたけれども、今の説明でまだ納得できていないので、加えて質疑するなら、ですから私が言っているように10割補助の予算であって、使った分は使ったということで持って

いると思うんですよ。何で使ったのに返せと言われるのかということですけども、この辺、意味が分かるかどうか分からないんですけども、ここでなぜ余分なものを使ってしまったのか。このコロナ対策金についてはいろんな、中央公民館の駐車場の部分も使ったりとかしていて、その辺とかそれはもしかしたら自分からすると、こんなもの認められていなかったからここも返してくれよと言われていた可能性もあるという意味合いでちょっと質問させていただきます。ですからしっかりと資料、答えられるような形で議会のほうではしっかり、後ほどでもよろしいので資料のほうを付け加えて出してください。よろしくをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

お答えします。

すみません、ちょっと説明が不足だったのか。当初支出予定ということで国に上げますけれども、例えば接種回数が100回と上げておいて、実際使ったのが90回だったと。100回分の負担金、補助金はいただいているということになっておりまして、なので最終的に90回接種したので残りの10回分はオーバーしていましたよね。超過ですよということ、その分を精算して償還金という形で国に戻してくれと、そういった意味で考えています。そういったことであります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

最後ですけども、それは分かります。ですけども、令和3年度に決算のほうでマイナスで補正されているんですよ。ということは、だから私が言っているのは余分に予算をもらっているんですよ。予算の部分は。決算で使って

いないからマイナス補正してから返しているということだと思うんですよ。予算の使い方としては。だからこれがなぜなのかというのがちょっと分からないので、今の説明でも、もちろん予算では多めに取りますよ。でも決算で使っていないですよ、余っていますよねということ、返還してマイナス補正でやっていくというのがこの地方自治法の会計の在り方だと思うんですけども、この辺がよく見えないからしっかり資料も持って説明していただきたいということです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

お答えいたします。

すみません、去年の状況についてですね、僕で把握していなかったのは申し訳ございませんが、補助金、負担金については補正減を、このものについては決まり切った部分を申請して、使った分で精算する形なので、当初、最初に言いましたが、答弁しましたが、恐らく一般財源で補助金、負担金に該当しない部分の予算を減額補正したと、今考えているんですよ。この分についてはちゃんと差し引き実績報告していますので……、ちょっとすみません、精算については、はい。

○議長（比嘉義彦）

答弁聞いてください。

○健康保険課長（玉栄 治）

僕の考えではそうだと考えていますが、すみません、今、企画振興課長のほうから当時の状況を知っているということなので、大丈夫ですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

説明します。返したというのは実績に伴って

返してはですね、3月補正で減になったのは、ある程度の実績の中で、これぐらい使うかもしれないということで、ある程度1回目減にしています。今回は確定、実際にもう使ったお金を確定したために今回この減が生じています。ただ、先ほど課長が言った一般財源、補助対象外、例えば駐車場の話があったんですけども、補助対象外として返したのではなくてですね、単純に実績、コロナ交付金は前もって補助金が入ってきます。ほかは使った後に精算で入ってくるとかあるんですけども、コロナ交付金の場合は前もってお金を国が決めて、その金額が市町村に来ます。それに基づいて市町村は実績を深めて、3月補正である程度の減をして、さらに途中で実績に伴って、その通知が来たのが3月後半、本当に4月の手前ですね。今回臨時議会をやった、一番大きな原因はこの4月に返してくださいということがあったものですから、今回の臨時会となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

質疑します。

8ページ、4款1項、今の関連での質疑になりますけど、廃棄処分したのものについてはどんな感じになっているか教えていただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

山田議員の質疑にお答えします。

恐らくワクチンの廃棄のことだと考えており

ますが、廃棄した分については予算に含まれて計上して、その分も実績報告で使ったということで処理しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第1号）については、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第5．承認第1号 専決処分の承認について（北中城村税条例の一部を改正する条例）

○議長（比嘉義彦）

日程第5．承認第1号 専決処分の承認について（北中城村税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、承認第1号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

承認第1号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年4月24日 提出
北中城村長 比嘉孝則

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する暇がないと認め専決処分をする。

北中城村税条例の一部を改正する条例（別紙）

理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日付けで公布され、北中城村税条例の一部を改正する必要が生じたが、施行日が令和5年4月1日であることから、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年5月31日
北中城村長 比嘉孝則

北中城村税条例の一部を改正する条例

北中城村税条例（昭和47年北中城村条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9 省略 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義	(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9 省略 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義

ばならない。

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に村長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の村民税の徴収の方法等）

第38条 個人の村民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により 特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により 徴収する。

2 省略

3 森林環境税は、当該個人の村民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

（個人の村民税の納税通知書）

第41条 個人の村民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の村民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定に

ばならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に村長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の村民税の徴収の方法）

第38条 個人の村民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によ って特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって 徴収する。

2 省略

（個人の村民税の納税通知書）

第41条 個人の村民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の村民税額及び 県民税額 の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定に

より 徴収する場合にあつては特別徴収の方法により 徴収されないこととなった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により 徴収する場合にあつては特別徴収の方法により 徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の村民税の特別徴収)

第44条 個人の村民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には _____、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により 徴収する。

(1)・(2) 省略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には _____、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により 特別徴収の方法により 徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により 徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により 徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により 給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により 徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により 徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給

よつて徴収する場合にあつては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあつては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の村民税の特別徴収)

第44条 個人の村民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法によつて _____ 徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には _____、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額 _____

_____の合算額を特別徴収の方法によつて徴収する。

(1)・(2) 省略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給

与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされた旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、村長は、当該特別徴収の方法により 徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 省略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により 給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により 従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により 徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により 徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により 徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により 徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により 徴収することが困難であると村長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により 個人の村民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により 徴収されたい旨の当該

与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされた旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、村長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 省略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によつて徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によつて徴収することが困難であると村長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法によつて個人の村民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の当該

納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払いを受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により 徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第47条 個人の村民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により 徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により 徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により 徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には、直ちに、普通徴収の方法により 徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知により 変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の村民税の納税者について、既に特別徴収義務者から村に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る

納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者 に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式 _____

_____ による納入書によって納入しなければならない。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第47条 個人の村民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においては、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の村民税の納税者について、既に特別徴収義務者から村に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る

特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（公的年金等に係る個人の村民税の特別徴収）

第47条の2 個人の村民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

（1）省略

特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって

当該納税者の未納に係る徴収金に充当する

（公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の特別徴収）

第47条の2 個人の村民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額

の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

（1）省略

(2) 特別徴収の方法により 徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の村民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により 徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により 徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により 徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には _____ そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には _____ 直ちに、普通徴収の方法により _____ 徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により 徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から村に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当

(2) 特別徴収の方法によって 徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の村民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって 徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって 徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって 徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には _____ そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には _____ 直ちに、普通徴収の方法によ _____ て徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって 徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から村に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当

該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(法人の村民税の申告納付)

第48条 村民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく村長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2～4 省略

5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当

該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって

_____ 当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する

(法人の村民税の申告納付)

第48条 村民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく村長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式 _____ による納付書により納付しなければならない。

2～4 省略

5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当

する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式
又は第22号の4の2様式による納付書により納
付しなければならない。

6～16 省略

(法人の村民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 法人の村民税の納税者は、法第321条の
12の規定に基づく納付の告知を受けた場合に
は、当該不足税額を当該通知書の指定する期限
までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の
4の2様式による納付書により納付しなければ
ならない。

2 前項の場合には _____、その不足税額に法第
321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限
(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る
不足税額がある場合には、同条第1項又は第2
項の納期限とし、納期限の延長があった場合に
は、その延長された納期限とする。第4項第1
号において同じ。)の翌日から納付の日までの
期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の
納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1
月を経過する日までの期間については、年7.3
パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相
当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4 省略

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課
する種別割の税率は、1台について、それぞれ
当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ 省略

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、
輪距(2以上の輪距を有するもの)にあって
は、その輪距のうち最大のもの)が0.5メ
ートル以下であるもの、側面が構造上開
放されている車室を備え、かつ、輪距が
0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運
送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67

する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式
_____による納付書により納
付しなければならない。

6～16 省略

(法人の村民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 法人の村民税の納税者は、法第321条の
12の規定に基づく納付の告知を受けた場合に
は、当該不足税額を当該通知書の指定する期限
までに、施行規則第22号の4様式 _____
_____による納付書により納付しなければ
ならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第
321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限
(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る
不足税額がある場合には、同条第1項又は第2
項の納期限とし、納期限の延長があった場合に
は、その延長された納期限とする。第4項第1
号において同じ。)の翌日から納付の日までの
期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の
納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1
月を経過する日までの期間については、年7.3
パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相
当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4 省略

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課
する種別割の税率は、1台について、それぞれ
当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ 省略

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、
輪距(2以上の輪距を有するもの)にあって
は、その輪距のうち最大のもの)が0.5メ
ートル以下であるもの及び側面が構造上開
放されている車室を備え、かつ、輪距が
0.5メートル以下の3輪のもの _____

号) 第1条第1項第13号の6に規定する特
定小型原動機付自転車を除く。)で、総排
気量が0.02リットルを超えるもの又は定格
出力が0.25キロワットを超えるもの 年額
3,700円

(2)・(3) 省略

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付
すべき者(以下この節において「申告納税者」
という。)は、毎月末日までに、前月の初日か
ら末日までの間における売渡し等に係る製造た
ばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数
(以下この節において「課税標準数量」とい
う。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税
額、第96条第1項の規定により免除を受けよう
とする場合にあっては同項の適用を受けようと
する製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第
1項の規定により控除を受けようとする場合に
あっては同項の適用を受けようとするたばこ税
額その他必要な事項を記載した施行規則第34号
の2様式による申告書を村長に提出し、及びそ
の申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様
式又は第34号の2の5の2様式による納付書に
よって納付しなければならない。この場合にお
いて、当該申告書には、第96条第3項に規定す
る書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこ
の品目ごとの数量についての明細を記載した施
行規則第16号の5様式による書類を添付しな
ければならない。

2～4 省略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合
には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期
限(納期限の延長があったときは、その延長さ
れた納期限。第101条第2項において同じ。)の
翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、
当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提
出した日までの期間又はその日の翌日から1月
を経過する日までの期間については、年7.3パ

を除く。)で、総排
気量が0.02リットルを超えるもの又は定格
出力が0.25キロワットを超えるもの 年額
3,700円

(2)・(3) 省略

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付
すべき者(以下この節において「申告納税者」
という。)は、毎月末日までに、前月の初日か
ら末日までの間における売渡し等に係る製造た
ばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数
(以下この節において「課税標準数量」とい
う。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税
額、第96条第1項の規定により免除を受けよう
とする場合にあっては同項の適用を受けようと
する製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第
1項の規定により控除を受けようとする場合に
あっては同項の適用を受けようとするたばこ税
額その他必要な事項を記載した施行規則第34号
の2様式による申告書を村長に提出し、及びそ
の申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様
式による納付書に
よって納付しなければならない。この場合にお
いて、当該申告書には、第96条第3項に規定す
る書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこ
の品目ごとの数量についての明細を記載した施
行規則第16号の5様式による書類を添付しな
ければならない。

2～4 省略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合
には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期
限(納期限の延長があったときは、その延長さ
れた納期限。第101条第2項において同じ。)の
翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、
当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提
出した日までの期間又はその日の翌日から1月
を経過する日までの期間については、年7.3パ

一セント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34条の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続き)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34条の2の5様式又は第34条の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

2 省略

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る村民税の所得割の額を免除する。

2・3 省略

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の

一セント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34条の2の5様式_____による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続き)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34条の2の5様式_____による納付書によって納付しなければならない。

2 省略

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る村民税の所得割の額を免除する。

2・3 省略

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の

5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 省略

2 省略

3 法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第22項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

14 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

15 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める

5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 省略

2 省略

3 法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第23項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

14 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

15 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める

割合は、4分の3とする。

- 16 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 17 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 19 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 20 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 21 省略

22 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 省略
2～10 省略

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

割合は、3分の2とする。

- 16 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 17 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 19 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 20 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 21 省略
- 22 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 省略
2～10 省略

した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 省略

2 省略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 省略

2 省略

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリ

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については_____

_____、当該ガソリン軽自動車
が令和4年4月1日から令和8年3月31日
までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する
年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、
同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは
「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」
とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるのを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が_____

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの

表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1項及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車

_____（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分
_____の軽自動車税の種別割に限り、
第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句_____とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるのを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日

から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車税が
令和4年4月1日から令和5年3月31日までの

間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 村長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 省略

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例）

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の

間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分

の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 村長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 省略

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例）

第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の

区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 省略

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号_____）第5条第4項に規定する指定行事のうち、村長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 省略

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、村長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻を請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する_____村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の北中城村税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条（同条第6項中「その事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者」を「当該納税義務者が翌年1月1日から4月30日までの間において給与の支払いを受けないこととなった場合には、その者」に改める部分を除く。）、第47条、第47条の2（同条の見出し中「公的年金等に係る所得」を「公的年金等」に改める部分を除く。）及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
（村民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の北中城村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和5年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき北中城村税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の

例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の北中城村税条例附則第15条の2及び第16条の2第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認について（北中城村税条例の一部を改正する条例）を

採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。承認第1号 専決処分の承認について（北中城村税条例の一部を改正する条例）は承認することに決定しました。

日程第6．承認第2号 専決処分の承認について（北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（比嘉義彦）

日程第6．承認第2号 専決処分の承認について（北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、承認第2号について御説明申し上げます。

承認第2号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年4月24日 提出
北中城村長 比嘉孝則

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認め専決処分をする。

北中城村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例（別紙）

理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日付け公布され、北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、施行日が令和5年4月1日であることから、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年5月31日
北中城村長 比嘉孝則

北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北中城村国民健康保険税条例（昭和47年北中城村条例第59号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
(課税額) 第2条 省略 2 省略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等	(課税額) 第2条 省略 2 省略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等

割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、22万円とする。

4 省略

(保険税の減額)

第17条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 省略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 省略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属

割額の合算額とする。ただし、当該合算額が20万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、20万円とする。

4 省略

(保険税の減額)

第17条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 省略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28.5万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 省略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属

者1人につき53.5万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 省略

2・3 省略

附 則

1・2 省略

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第

者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 省略

2・3 省略

附 則

1・2 省略

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1

35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 省略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の

項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 省略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の

被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の

被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の

被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

10・11 省略

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額

被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

10・11 省略

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項

（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

14 省略

中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

14 省略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- この条例による改正後の北中城村国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

午前10時46分 散会

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認について（北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。承認第2号 専決処分の承認について（北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は承認することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

令和5年第2回北中城村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 4 月 2 4 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令 和 5 年 4 月 26 日 午 前 10 時 00 分			議 長	比 嘉 義 彦
	閉 会	令 和 5 年 4 月 26 日 午 前 10 時 10 分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜 屋 武 す ま 子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平 安 山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜 屋 武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	9 番 議 員			上 間 堅 治		
	1 0 番 議 員			喜 屋 武 す ま 子		
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長			比 嘉 直 也		
	議 事 係 長			仲 村 静 香		
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長			
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長			
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長			
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長			
	会 計 課 長		農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長			
	住 民 生 活 課 長		健 康 保 険 課 長	玉 栄 治		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長					
	福 祉 課 長					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第2号

令和5年4月26日（水曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第20号	北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例について	委員長報告、質疑、 討論、決定
2	議案第21号	令和5年度北中城村一般会計補正予算（第1号）について	〃

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第20号 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第1．議案第20号 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（比嘉義弘議員）

おはようございます。

議案第20号 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

令和5年4月24日、本委員会に付託されました、議案第20号 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会においては、4月24日、25日に開催し、24日に屋良朝春委員が欠席のほかは全委員出席の下、審査を行いました。執行当局からは担当課長及び担当係長及び担当職員が出席しました。

質疑の主なるものとそれに対する答弁について御報告いたします。

固定資産評価審査委員会委員報酬額は各市町村の金額を調べて決めたのかとの質疑に対し、中部市町村や那覇市を調べたが、金額にかなり

のバラつきがあり、高いところで那覇市が1万3,000円以上、安いところで4,000円であった。

どこも金額設定に明確なものはなく、各市町村に任せられている。今回、専門的知識を要する方々を選任予定であるため、同様に知識を要する行政不服審査委員会委員、情報公開審査委員会委員が8,500円で既に設定されていることから、同様の金額設定としたとの答弁。

選任に対する人数と職種の内訳はどの質疑に対し、法律で3人以上の定めがあり、3人を選任予定。職種は弁護士1人、税理士1人、不動産鑑定士1人との答弁。その職種の方々は確保ができていないのかとの質疑に対し、3人とも内諾を得ているとの答弁。

地方税法の選任要件で、住所を有する者、納税義務がある者、学識経験者とあるが3人の選任要件はどの質疑に対し、3人とも村外出身者で、今回は学識経験者としての選任との答弁。人選の段階で村内に学識経験者はいなかったのかとの質疑に対し、税理士に関しては税理士協会を通して選任し、弁護士は現職弁護士からの紹介、不動産鑑定士は以前、行政で鑑定業務の経験がある方を選任している。税理士は村内にもいるが選任については、協会を通しての判断との答弁。

今後、資格を持たない方が選任された場合、金額を変更する可能性はあるかとの質疑に対し、できる限り専門知識を持った方を選任していく考えで、金額を下げる予定はないとの答弁。

以前、行財政改革で今回の審査委員を含む行政委員全体の報酬を一律でカットした経緯があるが、それらを見直す考えはあるかとの質疑に対し、それ相応の職種の方、例えば条例の中で、医師は1万円とか設定があるので、職種にふさわしい金額設定にする考えはあるとの答弁。

条例の中で委員長が削除されている理由はどの質疑に対し、報酬額で委員長と差をつけている委員会もあるが、今回は3名とも有資格者で、

互選による委員長職になると考えられ、委員長は会を司ることもあるが、扱う仕事内容は差がないとの判断で報酬の差別化をしなかったとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

○議長（比嘉義彦）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第20号 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第20号 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2．議案第21号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第1号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第2．議案第21号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（比嘉義弘議員）

議案第21号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第1号）について。

令和5年4月24日、本委員会に付託されました、議案第21号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第1号）について、本委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会においては、4月24日、25日に開催し、24日に屋良朝春委員が欠席のほかは全委員出席の下、審査を行いました。執行当局からは担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものとそれに対する答弁について御報告いたします。

歳出4款1項10目22節、新型コロナワクチン接種補助金等償還金（令和2・3年度）の中に廃棄処分したコロナワクチン分も含まれているかとの質疑に対し、コロナワクチンは国からの配付であるが、使用しなかったワクチンは役場が事業所を通して処分している。その処分費用は手数料という形で予算化し支払いを行っている。またその費用は補助金で賄われているとの答弁。

令和3年度決算時において、予算の未執行分は減額補正し精算済みと考えるが償還金が発生した理由はとの質疑に対し、当初で組まれた予算がある程度めどが立ったので3月の最終補正で減額したが、その後、実績により最終確定し

た後、精算の通知が国からあり、その分を償還金として計上したとの答弁。

以上、固定資産評価審査委員会委員報酬に関しては、議案第20号 北中城村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例についての審議を踏まえ、上記の質疑を終結いたしましたして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

○議長（比嘉義彦）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第21号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第21号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第1号）については委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長

に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和5年第2回北中城村議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議長 比嘉義彦

署名議員 上間堅治

署名議員 喜屋武 すま子